

別表第四（第5条関係）

第 期 中 間 決 算

（記載上の注意）

- 1 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
  - ① 子会社 会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。
  - ② 関連会社 会社計算規則第2条第3項第19号に規定する関連会社をいう。
  - ③ 子会社等 上記の子会社及び関連会社をいう。
- 2 中間連結貸借対照表並びに中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書に注記すべき事項については、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書の次に一括して記載することができる。

第1号様式

中間連結貸借対照表（ 年 月 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金		預渡性預金	
コールローン及び買入手形		コールマネー及び売渡手形	
買現先勘定		売現先勘定	
債券貸借取引支払保証金		債券貸借取引受入担保金	
買入金銭債権		コマニシャル・ペーパー	
商品有価証券		借入金	
金銭の信託		短期社債	
有価証券		社債	
貸出資産		株予約権付社債	
その他資産		その他の負債	
有形固定資産		賞与引当金	
無形固定資産		役員賞与引当金	
退職給付に係る資産		退職給付に係る負債	
繰延税金資産		役員退職慰労引当金	
支払承諾見返		特別法上の引当金	
貸倒引当金	△	繰延税金負債	
		支払承諾	
		負債の部合計	
		(純資産の部)	
		資本	
		新株式申込証拠金	
		危機対応準備金	
		特定投資準備金	
		特定投資剰余金	
		資本剰余金	
		利益剰余金	
		自己株式	△
		自己株式申込証拠金	
		株主資本合計	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		為替換算調整勘定	
		退職給付に係る調整累計額	
		その他の包括利益累計額合計	
		新株予約権	

		非支配株主持分	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。
  - ① 連結の範囲に関する事項
  - ② 持分法の適用に関する事項
  - ③ 連結される子会社の中間決算日等に関する事項
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項
    - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
    - ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
    - ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
    - ④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別
  - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
    - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
    - ② 有形固定資産の減価償却の方法
    - ③ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
    - ④ 貸倒引当金の計上方法
    - ⑤ 退職給付に係る会計処理の方法
    - ⑥ リース取引の処理方法
    - ⑦ ヘッジ会計の方法
    - ⑧ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
    - ⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
    - ⑩ その他採用した重要な会計方針
    - ⑪ 子会社等が採用した会計方針のうち株式会社日本政策投資銀行と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。
  - (3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第11条の2から第11条の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）
  - (4) 金融商品の時価等に関する事項
  - (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）
  - (6) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第16条に規定する有価証券に関する事項
  - (7) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、次のとおり。

    - ① 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいう。）に該当する貸出金
    - ② 延滞債権（未収利息不計上貸出金であって、①に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいう。）に該当する貸出金

- ③ 3カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金（①及び②に掲げるものを除く。）をいう。）に該当する貸出金
  - ④ 貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（①、②及び③に掲げるものを除く。）をいう。）に該当する貸出金
  - (8) 関係会社(会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。)の株式又は出資金の総額
  - (9) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
  - (10) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
  - (11) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項
    - ① 1株当たりの純資産額（純資産の部合計から危機対応準備金、特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として附則第20条第2項に規定する国庫に納付すべき額に相当する金額の算定方法に準じて算出した額及び特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として附則第20条第3項に規定する国庫に納付すべき額に相当する金額の算定方法に準じて算出した額を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。また、その旨を記載すること。）
    - ② 当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨
    - ③ 上記のほか、普通株主に関する株式会社日本政策投資銀行の財政状態を正確に判断するために必要な事項
  - (12) 中間連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の当該中間連結会計期間が属する連結会計年度（当該中間連結会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の中間決算日後に発生した場合における当該事象とする。）
  - (13) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の2及び第17条の3に規定するストック・オプションに関する事項
  - (14) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の4から第17条の7まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第41条の3及び第62条の3に規定する企業結合に関する事項
  - (15) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の8、第17条の9及び第17条の12に規定する事業分離に関する事項
  - (16) 資産の部の有価証券中の社債（株式会社日本政策投資銀行がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額
  - (17) 以上のほか、株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 危機対応準備金、特定投資準備金及び特定投資剰余金は、それぞれ法附則第2条の22第1項(改正法附則第2条第1項及び第4条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに法附則第2条の23第1項及び第7項の規定に基づき計上し、それらの規定の条項を注記すること。
- 4 法令等に基づき、又は株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」及び「リース債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。

第2号様式

中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

〔 年 月 日から  
 年 月 日まで 〕

(記載上の注意)

「(1) 中間連結損益計算書」及び「(2) 中間連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「(3) 中間連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。

(1) 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
資金運用収益	
(うち貸出金利)	
(うち有価証券利息配当金)	
役務取引等収益	
その他の業務収益	
その他の経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
(うち預金利息)	
役務取引等費用	
その他の業務費用	
その他の経常費用	
経常損失	
(又はは経常損失)	
特別損失	
税金等調整前中間純利益	
(又は税金等調整前中間純損失)	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
法人税等合計	
中間純利益	
(又はは中間純損失)	
非支配株主に帰属する中間純利益	
(又は非支配株主に帰属する中間純損失)	
親会社株主に帰属する中間純利益	
(又は親会社株主に帰属する中間純損失)	

(記載上の注意)

1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

- (1) 1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。) (銭単位)
- (2) 当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨

- (3) 上記のほか、普通株主に関する一会計期間における株式会社日本政策投資銀行の成果を正確に判断するために必要な事項
- 2 上記のほか、株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3 法令等に基づき、又は株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(2) 中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
中 間 純 利 益	
( 又 は 中 間 純 損 失 )	
そ の 他 の 包 括 利 益	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
繰 延 へ ッ ジ 損 益	
為 替 換 算 調 整 勘 定	
退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	
持 分 法 適 用 会 社 に 対 す る 持 分 相 当 額	
中 間 包 括 利 益	
親 会 社 株 主 に 係 る 中 間 包 括 利 益	
非 支 配 株 主 に 係 る 中 間 包 括 利 益	

(記載上の注意)

- 1 中間連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
- 2 法令等に基づき、又は株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- 4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

(3) 中間連結損益及び包括利益計算書

〔(1) 中間連結損益計算書〕及び〔(2) 中間連結包括利益計算書〕を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
( う ち 貸 出 金 利 息 )	
( う ち 有 価 証 券 利 息 配 当 金 )	
役 務 取 引 等 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
( う ち 預 金 利 息 )	
役 務 取 引 等 費 用	
そ の 他 業 務 費 用	
そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益	

(	又	は	経	常	損	失	)
特							別
特							別
税	金	等	調	整	前	中	間
							純
							利
							益
(	又	は	税	金	等	調	整
							前
							中
							間
							純
							損
							失
							)
法	人	税	、	住	民	税	及
法	人	税	等				事
法	人	税	等				業
							税
							額
							計
							合
							益
中							間
							純
							利
							益
(	又	は	中	間	純	損	失
							)
親	会	社	株	主	に	帰	属
							す
							る
							中
							間
							純
							利
							益
(	又	は	親	会	社	株	主
							に
							帰
							属
							す
							る
							中
							間
							純
							損
							失
							)
非	支	配	株	主	に	帰	属
							す
							る
							中
							間
							純
							利
							益
(	又	は	非	支	配	株	主
							に
							帰
							属
							す
							る
							中
							間
							純
							損
							失
							)
そ	の	他	の	包	括	利	益
そ	の	他	有	価	証	券	評
							価
							差
							額
							金
繰	延	へ	ッ	ジ	損	益	
為	替	換	算	調	整	勘	定
退	職	給	付	に	係	る	調
							整
							額
持	分	法	適	用	会	社	に
							対
							す
							る
							持
							分
							相
							当
							額
中							間
							包
							括
							利
							益
親	会	社	株	主	に	係	る
							中
							間
							包
							括
							利
							益
非	支	配	株	主	に	係	る
							中
							間
							包
							括
							利
							益

(記載上の注意)

- 1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。
  - (1) 1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額(銭単位)
  - (2) 当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨
  - (3) 上記のほか、普通株主に関する一会計期間における株式会社日本政策投資銀行の成果を正確に判断するために必要な事項
- 2 上記のほか、株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3 中間連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
- 4 法令等に基づき、又は株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- 6 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

第3号様式

{

 年 月 日から  
 年 月 日まで
 
}
 中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本								その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額																
新株の発行	××				××			××								××
政府の出資		××	××					××								××
資本剰余金から特定投資準備金への振替				××	△××			-								-
国庫納付		△××	△××	△××				△××								△××
特定投資準備金から資本剰余金への振替				△××	××			-								-
特定投資剰余金から利益剰余金への振替					△××	××		-								-
剰余金の配当						△××		△××								△××
親会社株式に帰属する中間純利益						××		××								××
自己株式の処分							××	××								××
・・・																××
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 変動事由及び金額の記載は、概ね中間連結貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 株主資本以外の科目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
- 4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
- 6 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第78条から第81条までの規定に従い注記すること。
- 7 遡及適用(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第40号に規定する

遡及適用をいう。)、修正再表示(同条第42号に規定する修正再表示をいう。)又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合(同条第20号に規定する企業結合をいう。)に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。



第4号様式

[

 年 月 日から  
 年 月 日まで
 
]
 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益 (又は税金等調整前中間純損失 (△))	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増減 (△)	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益 (△)	
貸出金の純増 (△) 減	
預金の純増減 (△)	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
政府の出資による収入	
国庫納付金の支払額	
配当金の支払額	
非支配株主への配当金の支払額	
.....	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	

現金及び現金同等物の増加額（△は減少）	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の中間期末残高	

(記載上の注意)

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。